⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for the Oita University Hospital

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M, 28 October, 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 A.M, 13 December, 2010

⑹　Contact point for tender documentation : Site and Building Planning Division, Department of Financial Affairs, National University Corporation Oita University, 700 Dannoharu, Oita-shi, Japan 870―1192 TEL 097―554―7431

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

堺地方合同庁舎建築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年10月８日

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事名　堺地方合同庁舎建築工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　大阪府堺市堺区南瓦町２―28

３　工事内容　庁舎　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）14階建（地下２階・塔屋２階）延べ面積　22,677㎡　新築１棟、渡り廊下　鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）平屋建　新築１棟、自転車置場　鉄骨造　平屋建　延べ面積　179㎡　新築６棟、駐車場屋根　鉄骨造　平屋建　延べ面積　44㎡　新築１棟、地下接続道　鉄筋コンクリート造　地下１階　延べ面積　15㎡　新築１箇所、門　新設２箇所、囲障、屋外排水設備、舗装、雑工作物、新設一式　植栽　新植一式、とりこわし一式

４　工期　契約の翌日から平成25年２月28日まで。

５　申請の時期

平成22年10月12日から平成22年11月８日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成22年11月９日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成22年10月８日から平成22年11月８日まで。〒540―8586 大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、電子入札システムにより提出すること。

また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、上記⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

(a)　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

(b)　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年10月８日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成22年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

(a)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(b)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が特定ＪＶの代表者においては1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

また、特定ＪＶのその他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(c)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶの代表者は、平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途

下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）事務所・庁舎

ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記４）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超える施設

２）構造　鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３）階数　地上11階以上かつ地下１階以上

４）建物規模　延べ面積20,000m^2以上

５）上記１）から４）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにおけるその他の構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記６）から９）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

６）建物用途

下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）事務所・庁舎

ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記８）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超える施設

７）構造　鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造

８）建物規模　延べ面積3,000m^2以上

９）上記６）から８）は同一工事の実績であること。

なお、上記１）から９）までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。